

「無人航空機の型式認証等における安全基準及び均一性基準に対する検査要領」  
等の一部改正案に関する意見募集の結果について

令和7年3月24日  
国土交通省航空局

国土交通省では、令和7年2月13日（木）から令和7年3月14日（金）まで、「無人航空機の型式認証等における安全基準及び均一性基準に対する検査要領」等の一部改正案について、広く国民の皆様からご意見の募集を行いました。その結果、本件に関して4件のご意見が寄せられました。お寄せいただいたご意見とそれに対する国土交通省の考え方を「別紙1」及び「別紙2」のとおりまとめましたので公表いたします。

皆様のご協力に深くお礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 実施方法

- ①募集期間：令和7年2月13日（木）～令和7年3月14日（金）
- ②周知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載
- ③意見提出方法：電子メール及び郵送

2. 提出意見数

4件

3. お問い合わせ先

国土交通省航空局安全部航空機安全課 意見募集担当

	提出されたご意見の概要	国土交通省の考え方
	「無人航空機の型式認証等における安全基準及び均一性基準に対する検査要領」の改正に関するご意見	
1	<p>各項目への追記内容において、「最大離陸重量 4kg 未満の無人航空機及び最大離陸重量 4kg 以上 25kg 未満であって目視外飛行を行わない無人航空機」とある部分について、最大離陸重量 4kg 未満であって目視外飛行を行う無人航空機に関する適合性証明は自己確認によるものとして良いか。</p> <p>許可承認基準の改正においては目視外飛行を行うか否かで提出書類の簡略化の有無が区切られていたところ、これとは違う考え方で整理がなされているのか。</p>	<p>御理解のとおりです。</p> <p>御理解のとおりです。</p>

(注) ご意見については、同様の意見を集約するとともに、一部要約して記載しております。

以上

	提出されたご意見の概要	国土交通省の考え方
	「無人航空機の型式認証等の手続き」の改正に関するご意見	
1	改正前の基準においてほとんど記載のない系列機体が定義も不明瞭なまま新しい分類として唐突に取り上げられている。登録検査機関への検査における取扱いにも関わることから系列機体の明確な定義と安全基準上の適用のされ方について明文化されたい。	ガイドラインにおいて解説することとします。
2	2-2-2 に追記された例示には当てはまらないものの、設計変更により小規模な重量増減が発生して 4kg 又は 25kg の閾値をまたぐような系列型は認められるか。	原則として認められませんが、例外として重量の閾値をまたぐ系列型が認められる場合について、ガイドラインにおいて解説することとします。
3	6-2-1 の改正案では別添 1 5 様式による TCDS の発行を止め、航空局ホームページの「型式認証を取得している無人航空機一覧」への登録のみとするとあるが、別添 1 5 様式に記載されている情報をユーザーがどのように得ることを想定しているのか。特に、技能証明保有者がどの特定飛行を許可承認なしで行うことができるのかについては、ユーザーマニュアル等からは得づらいと想定される。	別添 1 5 の様式の情報のうち、航空局のホームページにおいて公開する「型式認証を取得している無人航空機一覧表」に含まれないものであって無人航空機の利用者が必要とするものは、無人航空機飛行規程から利用者が入手することを想定しています。無人航空機飛行規程に記載すべき事項は、ガイドラインにおいて明記することとします。

(注) ご意見については、同様の意見を集約するとともに、一部要約して記載しております。

以上